



ひまわり

No.77

発行日

発行者

発行所

平成30年1月31日

葛飾区保護司会

葛飾区南水元2-13-1

水元学び交流館内2階

TEL 5876-3435

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

新年にあたつて
—葛飾区における再犯防止推進計画の早期制定に向けて—

東京保護観察所長 幸島聰



現在の更生保護制度の基本となる更生保護法は、平成19年に公布され、翌平成20年6月に施行されました。その第1条には、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける…」とあり、更生保護における再犯防止的重要性が明示されています。

そして、政府は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、世界一安全な国日本を目指し、平成24年7月、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」を決定しました。この総合対策に基づきまして、就労・福祉・医療・教育等多様

月に施行されました。その第一条には、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける…」とあり、更生

保護における再犯防止の重要性が明示されています。

本法律におきましては、地方公共団体に対し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があること、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があることが明記されています。

葛飾区におかれましても、国の基本計画並びに東京都の計画と連動した地方再犯防止推進計画の早期制定に向けた取組が期待されるところでございます。

ところであり、当庁におきましても関係者と連携しながら、東京都に対して、本法律の基本理念等を踏まえ、東京都及び区市町村において講ずべき施策等について協議を続けております。

東京都及び区市町村において、国の基本計画と呼應した

方公共団体に対し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があること、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があることが明記されています。

再犯防止の推進という課題に対しても、葛飾区保護司会の皆様と共に、葛飾区、東京都及び国との連携を更に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いします。





DV被害者と子どもの虐待

講師・東京ウイメンズプラザ相談担当
主任専門員 安藤 由紀氏

平成29年度「地域との連携・協働活動推進地区指定事業」として、葛飾区更生保護女性会主催、葛飾区保護司会共催で講演会が開催された。

以下は講演の内容。

身近でDV被害や児童虐待を知った時、私達はどの様に手を差し伸べる事が出来るか。虐待の現状は…。そして子供的（殴る、ける、物を投げる）、

DVには4種類あり、身体（子どもへの性的行為で、性的虐待（子どもへの性的行為）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、放置する、病院に連れて行かない）がこれに当たる。

DV被害者は「なぜ逃げないのでしょうか」と聞かれる。様々な理由で「逃げられない」恐怖感（逃げたら殺されるかもしれないという強い恐怖）、無力感（助けてくれる人は誰もいない、無気力状態）、経済的問題（配偶者の収入がなければ生活が困難）、子どもの問題（子どもの安全や就学が気

配の人間関係を連續して強要するもので、人権意識を欠いた行動。

子どもへの虐待は慢性的に繰返される暴力で、性的虐待（子どもへの性的行為）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、放置する、病院に連れて行かない）がこれに当たる。

DV被害者は「なぜ逃げないのでしょうか」と聞かれる。様々な理由で「逃げられない」恐怖感（逃げたら殺されるかもしれないという強い恐怖）、無力感（助けてくれる人は誰もいない、無気力状態）、経済的問題（配偶者の収入がなければ生活が困難）、子どもの問題（子どもの安全や就学が気

かかる）、失うもの（仕事を辞めなければならない、地域社会での人間関係）、複雑な心理（いつか変わってくれるのではないか）。被害者の中には、毎日の暴力で、自分が悪いと思いつ込んでしまう人もいる。

DVの相談の基本は二つ。相談者を観察する事と、傾聴する事。相談者の顔、服装、態度、雰囲気から様子を伺い、信頼してもらえる下地を作る。

相手の話に相づちを打ち、受容と共に感を繰返し、主訴は何かを探る。よく相談してくれた、今まで辛かつたろうと相談者の努力を労う事も大切。

危険度を査定し、その人に対する解決方法を一緒に考え支援していく事を伝える。

DV加害者は、暴力を否認し、あるいは正当化する人。暴力を被害者のせいにする人で、所有意識が強く、男尊卑的な態度を持つ許せない人。

被害者に対応するとき、次

の様な言葉はいけない。愛情があつてやつてているのでは？あなたにも悪い所があるので？つまり、被害者を非難

する言動は、厳禁である。

子ども虐待の有無は、保護者の意図で判断せず、子どもにとつて有害かどうかで判断する事。躊躇は、子どもが「気持」や「行動」を自分でコントロールし、社会人として自立出来る様に育てていく事。虐待は、大人が気分や感情の儘に暴力を振るつたり、放任したり、言葉や態度で子どもの心を傷つける行為。たとえ愛情がある接し方は虐待。DVが子どもに与える心理的影響には、生活の中で繰返されるトラウマの影響（何事もなかつたかの様にふるまう、激しい怒りの噴出）や、安全感の喪失（安全感や安心感が育たない、他者を信頼出来ない）、いつ崩れるとかわからぬ不安（突然始まる暴力によつて常に不安、楽しい事も楽しめない）がある。

被害者を非難せずに訴えを傾聴し、ともに問題を考える姿勢を示す事が大切。

人権意識を持ちつづけるこ

寄り添って

葛飾区保護司会南綾瀬分区

横張 静江

「光陰矢の如し」平成八年二月拝命を受け、平成三十年一月末をもちまして任期満了を迎える事となりました。

この間保護観察官・桐友会の先輩の方々・保護司会の皆様の温かな御指導をいただき大禍なくこの重責を終える事が出来感謝で一杯です。

思い起こせば、新人研修が終るか否かの時期に薬物依存者の環境調整事件の担当から始まり、社明活動の一環として当時葛飾保護司会がミニ集会のモデル地区となつており、犯罪予防と更生保護の啓蒙活動にと、分区内の小中学校に積極的に出向いて開催したものであります。また、過ちを犯した人達が悔い改め、私達の住む地域で生き直そうとする時、その気持に寄り添い少しでもお役に立てればと活動して参りました。担当が終了してから成人式を迎えた姿を我が家に見せに訪うてくれたA男。夜遅く警察署からパトカーに乗せられ親

の所に帰らず我が家に来たB子。家の事情で親と同居出来なくて、友人のワンルームで一つの寝床で夜の仕事に従事して共同生活していた青年が保護司の経営する会社に入社、現在では居場所を見い出しえなくてはならない存在と聞いておりますC男。意欲がありながら技術もなく夜の世界に入るしかし対象者達を、何とか社会資源を活用しながら生活の基盤を築く事が出来ればと、微力ですが立ち

直りを支援してまいりました。犯罪ケースはそれぞれ違っていますが、一人ひとり問題を抱えており、私も辛抱強く向き合い傾聴し寄り添つてゆくよう勤めて参りました。縁あつた対象者が正しく生きる道を見つけ社会の一員としてこの空の下で生き直してくれている事を信じ、私自身もかけがえのない経験が出来ました事に誇りをもつて、残された人生を歩んで行きたいと思います。



信頼を得るために

(保護司N)

対象者と何でも話し合えるようになるためには、心からの信頼を得ることが必要だと感じています。

ある対象者を担当する際、担当保護観察官からの指導で、施設に入っている対象者に手紙を書き送りました。すぐに返信があり、その内容がとてもすばらしく、正直

何度と重ねる面接を通じての強い印象は、会話をしているとき、聞き、答えながらしっかりと私の視線を向けそらすことがあります。過去の行動で自分が間違いを起こしてしまったこと、家族の状況、将来への希望等、対象者から出る言葉は、私に訴えかけているようで、気持ちをさらけ出しているようにも感じたのです。

就職先が決まり、建設関係の資格を取得したとき、会社から工事主任に任命されたときは、嬉しそうに報告します。私も嬉しくなってしまいます。お互いが感情を伝え合っているようにも感じます。

私の助言、励ましの言葉が、対象者にとって、どれだけの力になつていているのかと思うと自信はないのですが、心の片隅に留めてくれたと思います。現在、工事主任として現場で仕事に打ち込んでおり、このまま続けてほしいと願っています。

平成二十九年七月一日、葛飾区保護司会のホームページが公開されました。遡ること平成二十八年十二月、「ホームページ担当委員会」が正式に立ち上がりました。



葛飾区保護司会 ホームページの立ち上げ



駅頭広報活動を紹介



区民の集いを報告

葛飾区保護司会の活動を知つていただきこと、更生保護のことを知つていただきことを目標に作成しましたので、これからも情報を共有できるよう、更新していきたいと思います。

皆様のご協力を宜しくお願ひ申し上げます。

東京拘置所 矯正展



今年で第六回を迎えた東京拘置所矯正展は、九月三十日（土）に開催されました。

winds. の皆様をゲストにお迎えし、大勢の来場者が待つ中を、午前九時半のテープカットでスタートしました。

本部横のメインステージでは、地元の綾瀬中学校吹奏楽部の演奏をはじめ、地元ゆかりのイベント等が披露されました。

広々とした会場内には、全国の刑務所や葛飾と足立の区役所をはじめ、地元の町会などの飲食、震災復興支援の地域特産

品販売など、様々なブースが設けられていました。

当日は天候に恵まれたこともあり、開場と同時に葛飾区保護司会のブース前の通路は来場者であふれ、通行もままならない状況になつていきました。保護司会では今年も飲み物の販売、風船ヨーヨーやスリーパーボールすごい、ご提供いただいた封筒の格安販売、風車の手作りコーナーを開催し、ブース前には人の途切れる時がありませんでした。そして各分区から参加した実行委員の方々の活躍により、準備から運営まで順調に推移し、閉会まで一時間近くを残した午後一時頃には、ほぼ全てを完売してしまいました。

お蔭様で今年も、葛飾区更生保護女性会と共に、売上金の一部で書籍を購入し、東京拘置所に寄贈させて頂くことができましたことを、最後にご報告いたします。



管外研修・千葉刑務所

秋晴れの暖かな11月2日保護司会管外研修が行われました。明治40年に建てられたイタリア式レンガ造りの千葉刑務所視察でした。千葉刑務所は市内にあります、刑期15年以上、無期懲役65%等刑の重い方が多く、成田国際空港があるので多国籍の外国人を収容しております。刑務所での作業は、円滑な社会復帰を促進する目的で行なわれており、第6、第7作業所、革工、包装等見学致しました。個室、共同室、体育館、運動場、教育室等を見てから、総務部長から収容人数は減っては来ているが、高齢化になってきて現況は大変との話があり、認識を新たに致しました。有意義な見学と昼食、夕食も皆さん和やかにする事が出来、千葉という比較的近かつたので充実した内容で大変良かったと思います。帰路は東京湾に沈む真赤な夕日を見ながら大満足の研修となりました。

(研修部 柄澤良子)

シリーズ
葛飾さんぽ~^⑯

半田稻荷神社=願人坊主

がんにんぼうず

東金町四丁目に鎮座する「半田稻荷神社」は、江戸時代の「新編武藏風土記稿」によると和銅四年（七一二）の創建とあり、また境内より出土した古鏡

「海獸葡萄鏡（か

いじゅうぶどうきょう）（奈良・平安）からも創立の古いことが察せられる。

当初は江戸時代から非常に栄え、享保年間（一七一六～三六）より文化年間（一八〇四

が真っ赤な茜木綿の法衣に同じ真つ赤な頭巾・脚絆をつけ手に赤い幟を持ち、足拍子面白く「葛西金町半田の稻荷・疱瘡もかるく・麻疹もかるい・運授安産

御守護の神よ」と節回しあもしる。

現在、当社では江戸時代の絵団を参考にして「願人坊主」の装束を再現し、氏子の屈強な男性に着用してもら

い、四月の例祭や年越しの祓の際に活躍してもらっている。

現在の「願人坊主」として好評で、氏子の人たちは喜んで接している。



（一七）の頃、特に信仰者が増加して諸藩の士をはじめ多くの講中を中心とした、江戸の町々の町民から近県近郊に至まで常に参詣が絶えることがなく、

この頃「願人坊主」という者

が増加して諸藩の士をはじめ多くの講中を中心とした、江戸の中をまわったことが江戸中の評判となり、さらには京・大阪まで評判になり天明四年（一七八四）大阪角座で四世市川團蔵がこれを取り入れて芝居を上演

参考文献
半田稻荷神社創建記念誌等

（写真と文 真島文雄）

に行われる「夏越の祓」の際、本殿に展示し一般に公開している。

（奈良・平安・室町時代）三つの古鏡は毎年六月末の日曜日

平成29年9月12日（火）～
14日（木）の3日間、社会内
處遇分野では世界最大規模の
国際会議である世界保護観察
会議が東京都で開催されました。
この会議は、世界各国の
保護観察（社会内處遇）の実
務家等が、学術・実務の両面
から意見交換等を行い、社会
内處遇の普及・発展、国際ネット
ワークの拡大を期して開催
されるものであり、第1回大
会（平成25年）はロンドン、
第2回大会（平成27年）はロ
サンゼルスで開催され、今回
はアジアで初めて我が国で開
催されました。

9月12日のスタディツアー
においては、海外からの参加
者がグループ別に保護司宅、
更生保護サポートセンター、
更生保護施設、保護観察所等
を訪れ、我が国の更生保護が
民間協力者に支えられている

同日には、第2回アジア保
護司会議が同時開催され各国
の保護司制度の現状報告や、
今後の保護司制度の発展に向
けた協議が行われました。日
本からは、小林聖仁副理事長
が「日本の保護司制度の近年
の取組」について発表しまし
た。

9月13日の開会セレモニー
では、上川陽子法務大臣が「地
域に支えられた日本の更生保
護の取組、とりわけ、地域の
実情を熟知し、社会奉仕の精



上川法務大臣

神をもつて活動している民間
篤志家である保護司の貴重な
活動が地域の安全、安心を支
え、ひいては日本の社会内處
遇の発展に大きく貢献してい
る」という趣旨を含む開会挨
拶を行いました。

2日間にわたって行われた
基調講演では、カナダ、英国、
米国の研究者から学術的観点
からの発表がされました。同

じく、2日間のワークショッ
プでは、世界17か国の実務家
や研究者による事例発表や研
究発表とともに参加者による
積極的な議論がなされました。
14日には、社会内處遇にお
ける市民参加に焦点を置いて、
各国の現状や課題を議論する
全体シンポジウムが行われま
した。日本からは、「保護司、
立ち直りを支える地域のボラ
ンティア～」と題する発表を
行いました。



ガーナ代表と歓談する岩田会長

会議中日の13日、グランド
プリンスホテル新高輪におい
て、会議参加者のほか、開催
地の東京都保護司会連合会所
属の保護司約130名を含む保護
司等更生保護関係者、駐日大
使館関係者等が参加する公式
レセプションが盛大に開催さ
れました。様々な日本文化を
紹介する催しが行われ、参加
者は、相互に親睦を深めまし
た。葛飾区保護司会からは、
岩田会長、内田副会長、松井
広報部長が参加しました。

第3回世界保護観察会議開催



分区訪問

奥戸分区だより

奥戸分区長 松本 實



奥戸分区は、葛飾区の東部に位置し、担当地区は奥戸・細田・高砂・鎌倉で構成されており、十九名（男性十二名、女性七名）の分区員が所属し活動をしています。

年六回程度の分区会を開催し、理事会等の報告・協議事項に加えて、DVDを活用したり事例をもとに協議したりして、今後の活動に生かすとともに資質の向上を図っています。

七月の「社会を明るくする運動駅頭広報活動」では、京成高砂駅において、毎年、高砂中学校の校長先生と生徒会代表、更生保護女性会や青少年育成地区委員会の皆様とともにポケットティッシュを配り、犯罪予防活動を盛り上げています。

十一月には日帰りで施設研修を行っています。昨年は、東京地検、法務省赤レンガ棟の見学、地方裁判所での裁判傍聴を行いました。

分区として力を入れているこ

との一つに、学校との連携があります。区域内には、小学校が六校、中学校が二校あります。過去に学校が荒れたり、児童・生徒が問題行動を繰り返し事件を起こしたりしたことがあります。そこで、各学校担当の保護司が、行事や学校公開などに参加し信頼関係を深めることに努めています。問題が発生し対応が必要な場合は、応援体制をとつて活動をしてきました。

今後の課題は、保護司候補者の発掘です。そのため、奥戸・高砂青少年育成地区委員会の代表の方に参集していただき、「保護司候補者検討協議会」を開催しています。担当地区の保護司の人数のバランスを保つことを念頭に置きながら努力しているところです。

これからも分区員同士協力し、様々な地域活動に関わりながら、安全安心な町づくりのためになお一層努力していきたいと思います。

以下は、各区の基調報告。

江戸川区（役員の分担連携）

①常任理事会に総務部員の出席を促し、内容を把握し理解してもらう。②分区長は常任理事会の情報を各分区に持ち帰り、全分区員の共通理解を図つている。欠席者は資料を配布し、情報の連続化をしている。③若手保護司に積極的な活動を促している。

葛飾区（次代の役員育成）

①保護司会の運営の把握と理解が最も必要。②サポートセンターへの来所を多くしてもらう。③企画調整保護司になつてもらい、毎日の当番仕事の実践と、総務部に所属し会の活動への理解を深めていく。④普段の接觸により個人の能力・適性が見つかること。

足立区（部会の活性化）

①分区会運営「課題認識の共有」が最も重要な点。②正副会長会→役員会→分区長→各保護司の流れで丁寧に進めていく。③分区内専門部の更なる活用を計る。本部にある総務・研修・広報・

地域活動・関連団体協力・財務部と同じ機能別6部会が分区にも設置されている。④本部理事会の決める自立研修や地域活動の事業を分区が推進していく。

江東区（組織運営の課題）

①役員が適材適所の役割分担出来るようにしている。②各分区において新任保護司を支援し、意見がボトムアップ出来る雰囲気作りをはかる。③当会独自のテーマを設け、共通認識として研修する。④分区・部の協力連携が必要。カレーの会や女子会活動例となっている。相談の機会、交流の場になつてている。⑤サポートセンターを利用しやすくする。

墨田区（会運営の継承）

①組織運営の柱は情報の共有。②サポートセンターやの活用。必要な情報の保管・提供の役割を集中する拠点。③情報機器（ドロップボックス）の活用を図り、事務局的多機能の充実を計る。④広報啓蒙活動にも情報媒体を活用していく。

平成29年度 第五ブロック保護司組織運営連絡協議会開催

会 務 報 告

〔人事の件〕

○新任保護司3名

平成29年9月17日付



秋本 豊栄殿
(亀青分区)



安藤希與子殿
(奥戸分区)



狩野浩一郎殿
(金町分区)

○退任保護司(任期満了)

平成29年9月16日付

渡部 利雄殿
大畑 道雄殿

平成30年1月31日付

横張 静江殿

齊藤廣子
須山 真紀
馬場 幸枝
杉浦慶滿
高橋 曼子

平成29年度葛飾区自治功勞賞受賞者
東京保護觀察所長感謝状(内助功勞)
山口 浩
柄澤三男

平成29年度東京更生保護事業
関係において、次の保護司が顕彰されました。

(敬称略)

法務大臣表彰
成澤裕喜男 塚田和雄 石川宏太

全国保護司連盟理事長表彰
佐藤照夫 真島文雄 高橋暎子

内田早月

関東地方更生保護委員会委員長表彰
渡邊憲司 金子登美子 櫻井史郎

関口綾子 芹沢光雄 舟生美絵

佐藤周一 鍋島比佐子 峯岸伸一

関東地方保護司連盟会長表彰
高橋晃祐 増田充 山中雅仁

筒井孝尚 秋家聰明

東京保護観察所長表彰
菅野俊子 長谷敏彦 田崎博

東京都保護司会連合会会长表彰
益子憲一 狩野靖浩 菅谷隆宏

石井陽子 大畑道博 上杉晃

船橋幸雄 濱野祐子 永井厚

小高喜代栄

平成30年1月31日付
東京保護觀察所長感謝状(内助功勞)

山口 浩
柄澤三男

新年のご挨拶

保護司会会长 岩田 敦子

保護司の皆様、新年明けましてお目にどうぞございます。穏やかな新春を御家族でお迎えのことと拝察いたします。

さて、保護司活動は今大きな改革期になつております。再犯防止の推進に関する法律が施行されたことにより、国や地方自治体と私たち更生保護関係団体が連携し、対象者の社会復帰を推進するため、ご理解とご協力をお願いしていく必要が重大な課題となつてまいりました。

また、私たち保護司は一人ひとりが同じ問題を抱えている仲間です。様々な会議や研修の場で意見を出し合い、提案を受け入れ、積極的な活動をしていくことにより、充実した会活動に繋がっています。他人任せではなく自分も主役です。出番をたくさん作つて本年も一緒に頑張つていきましょう。楽しく笑顔で活動できる保護司会を作りましょう。

本年もよろしくお願ひいたします。



編集後記

保護司住職の会を知っている人は少ない。葛飾区保護司会の保護司で、区内のさまざまな宗派の住職の集りである。宗教者であることを共通項として、研修、親睦を重ねてきている。

ある僧の言葉である。
「物に定まる性なし、人、何ぞ常に悪ならん。縁に遇うときはすなわち庸愚も大道を乞い願う。」現代語訳すれば、

物に決まった性質はありません。それゆえに、どうして人は常に悪人でありつづけることができるでしょうか。機縁にめぐりあえば、なみの者でもすばらしい生き方、あり方を願うものです。

これは、保護司の確信「過ちに陥った人の、更生への道がある」と同じものだ。

人は固定的に存在しているわけではない。考え方、生き方を変えることが出来る。私達は更生の機縁(転換点)になりたいと願つてゐる。